

ケーブルプラス電話利用規約

第1条（総則）

本規約は、一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス（以下「ACCS」という。）と、KDD I株式会社（以下「KDD I」という。）が規定するケーブルプラス電話サービス契約約款（以下、「約款」という。）を承諾し、ケーブルプラス電話サービスの提供を受けるもの（以下「契約者」という。）との間における、ケーブルプラス電話サービスの設備の設置・保守および請求等について適用されます。

2. ACCS及びKDD Iが、ホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条（利用規約の改定）

ACCSは、ACCSの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。なお、本規約が変更されたときは、変更前の加入であっても以後の契約条件は新しい規約によるものとします。

2. ACCSが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（契約の成立）

契約は、申込者が予め本規約を承諾し、ACCSが定める申込書の所要事項を記載の上提出し、ACCSを通じKDD Iが受付けた順序に従って承諾します。2. ACCSは、前項の規定に拘らず、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が、KDD Iが規定する約款および本規約上又はACCSの提供する他のサービスの諸料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる場合。
- (2) 申込みにあたり申込者が虚偽の内容をACCSに申告し、又はそのおそれがある場合。
- (3) ケーブルプラス電話サービスに係わる設備の設置・保守が困難であると判断される場合。
- (4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由によりACCSと申込者との間において締結していた本サービスの契約が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
- (5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じるおそれがあるとACCSが判断する場合。

第4条（設備の設置）

ACCSは、第3条の規定に従い契約が成立した場合には、本規約に基づき、ケーブルプラス電話サービスの提供にあたって必要となるケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」という。）の引込、屋内配線、終端装置（以下あわせて「設備」という。）の設置に係る工事および保守等の一部を行います。

2. 前項の工事および保守は、ACCS又はその指定する業者が行い、その機器および工法についてはACCSが定めるものとします。
3. 光幹線（F T T H）エリアにてケーブルプラス電話を使用する際は、終端装置の他に、ACCSが定める端末接続装置の接続が必要です
4. 終端装置及び端末接続装置はACCSが設置し、所有権もACCSに帰属します。

第5条（施設の故障等に伴う費用負担）

契約者の故意又は過失により、ケーブルプラス電話サービスの提供に必要な施設を破損又は損失した場合は、復旧に必要な費用を契約者が負担するものとします。

第6条（端末設備貸出）

ACCSは、第3条の規定に従い利用契約が成立した場合は、端末設備をお客様に貸与します。端末設備はACCSにて接続方式、サービス方式等により選別するものとし、契約者による端末設備の指定はできないものとします。尚、端末設備の所有権はACCSに帰属し、利用契約が解除された場合（契約者による解約の場合も含む）、お客様は直ちに端末設備をACCSの定める方法にて返却するものとします。なお、ACCSに返却がない場合、端末設備を破損又は損失した場合は、ACCSは別表に定める損害金を請求します。

第7条（契約者の履行義務）

ACCSは、ケーブルプラス電話サービスの提供に必要な設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物および電気等を、無償で使用できるものとします。この場合、地主・家主その他の利害関係人があるときは、契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものものとします。

2. 契約者は、ACCS又はACCSが指定するものが設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入りを求めた場合はこれに協力するものとします。

3. 契約者は、所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物において、ACCSの電気通信設備を設置するために構内交換機等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

4. 契約者は、ACCSが提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又は線条その他の導体を連結しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は別表で定める損害金を、ACCSに支払うものとします。

第8条（工事費等）

契約者は、別途定める工事費を支払うものとします。

2. 工事の着手後完了前に契約の解除等があった場合には、契約者は、その工事に解除等があったときまでに着手した工事部分について、ACCSが別に算定した額を負担するものとします。この場合において、負担に要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第9条（KDD I提供サービスに係る債権の譲渡等）

契約者は、KDD Iが規定する約款により支払いを要することとなった料金その他の業務に係る債権が、KDD Iの定めるところによりACCSに譲渡されること、その結果ACCSが当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、ACCSおよびKDD Iが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第10条（請求と支払い等）

契約者は、KDD Iが規定する約款により支払う義務を負う費用（約款に基づく割増金および延滞利息を含む）を、別途ACCSが指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

2. ACCSは、請求書、領収書は発行いたしません。尚、通話明細については、KDD Iの提供する契約者限定のホームページ（auお客さまサポート）にて確認することができます。また、KDD Iの提供するauお客さまサポート及びauID等の取扱いについては、契約者にてKDD Iに確認するものとし、ACCSはその取扱い等に関し、一切の責任を負わないものとします。

第11条（契約の解除）

ACCSは、次のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約を解除することがあります。但し、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

- (1) ケーブルプラス電話サービス料金又は工事費等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき
- (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) ACCSが契約に基づき設置した終端装置を含む電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又は線条その他の導体を連結したとき
- (4) 電気通信回線の地中化等、ACCS又は契約者の責に帰すべからざる理由により、ACCSの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で電話サービス継続が出来ないとき
- (5) 本規約又は約款に違反した又は違反する恐れがある場合
- (6) その他ACCSの業務遂行上支障があるとき

第12条（利用の停止）

ACCSは、KDD Iが規定する約款第24条に基づき、ケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。

2. ACCSは、前項の規定により、ケーブルプラス電話サービスが停止されるときは、予め提供の停止をする日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第13条（契約者に係る情報の利用）

ACCSは、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本規約及び約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。尚、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報をACCSの業務を委託している者に提供する場合を含みます。（注）契約者に係る個人情報の利用目的を、ACCSが公開する「個人情報の保護に関する宣言」において定めます。

第14条（債権の保全）

ACCSが第8条（工事費等）の債権及び第8条（KDD I提供サービスに係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求める事が出来るものとします。

第15条（責任及び免責事項）

ACCSは、契約者がケーブルプラス電話サービスの利用に関して損害を被った場合、KDD Iが規定する約款、第51条（責任の制限）の規定によるほか、何らの責任も負いません。

2. 天災・事変・その他何等かの理由による当社の責に帰さない事由等により、端末接続装置等に接続された契約者の自営端末設備または自営電気通信設備等が損傷した場合、その損害を賠償しません。

3. 契約者が、ケーブルプラス電話サービスにより第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、ACCSは一切責任を負わないものとします。

4. ACCSは、ケーブルプラス電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物などに損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

5. ACCSが第3条2項の規定により、KDD I株式会社に通知、要請したことによりケーブルプラス電話の利用が停止されたこと、またはその停止の事実が解消されなかったことから約款の規定により契約が解除されたことによつて、契約者が損害を被った場合、ACCSは一切責任を負わないものとします。

6. 契約者が、ケーブルプラス電話の利用により、ACCSに損害を与えた場合には、ACCSは当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 16 条 (国内法への準拠)

本規約は日本国法に準拠するものとし、本規約に関連する一切の紛争については水戸地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 17 条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合、ACCS および契約者は本規約の趣旨に則り、誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

附則

(実施期日)

この規約は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

～改訂～

平成 26 年 4 月 1 日 第 2 版改訂

平成 28 年 1 月 1 日 第 3 版改訂

別表

1. 損害金(税込)

項目	金額(円)	摘要
ケーブルプラス電話機器本体(EMTA)	1%000/台	第 6 条、第 7 条 4 項
同 アダプタ	%, +S/個	〃
同 アップコンバータ	, , S30/台	〃
同 アダプタ	1, , +S/個	〃
ケーブルプラス電話機器本体(HGW)	2&000/台	〃
同 アダプタ	1, , +S/個	〃
端末接続装置(D-ONU)	*, &70/枚	〃
同 アダプタ	1, , 70/枚	〃
接続工事費等	実費	〃

2. 工事費(税)

項目	金額(円)	摘要
ケーブルプラス電話標準工事費	6, *00/台	ケーブル引込工事を除く
ケーブルプラス電話関連のその他の工事	実費	上記標準工事費外の工事
その他の工事	実費	上記を除く工事